

平成 27 年度

# 郡山市自治会連合会

## 定 期 総 会

日 時 平成 27 年 7 月 2 日 (木) 午後 3 時

会 場 郡山市総合福祉センター 集会室

# 郡山市民の歌

作詞 内海 久二

作曲 古関 裕而

一

明けゆく安積野 希望の汽笛  
あの人この街 みなぎる力  
ああ ふるいたつ ふるさとは  
憧れ乗せる 若駒か  
進めよわれらの 郡山

二

輝く安達太良 ささやく瀬音  
あの鳥この花 幸福歌う  
ああ うるわしい ふるさとは  
やさしい母の まなざしか  
育てよわれらの 郡山

三

働く歓び 夕べの祈り  
あの星この窓 楽しいまどい  
ああ やすらかな ふるさとは  
溢れる夢の 揺籠か  
栄えよわれらの 郡山

# 次 第

1 開 会

2 郡山市民の歌斉唱

3 会 長 あ い さ つ

4 町内会等功労者表彰

(1)郡山市自治会連合会長表彰

(2)郡山市長感謝状贈呈

5 受賞者代表あいさつ

6 来 賓 祝 辞

郡 山 市 長 品 川 萬 里 様

郡山市議会議長 高 橋 隆 夫 様

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会長 太 田 健 三 様

7 来 賓 紹 介

8 議長及び議事録署名人選出

9 議 事

議案第1号 平成26年度事業報告について

議案第2号 平成26年度収支決算報告について  
監査報告

議案第3号 平成27年度事業計画(案)について

議案第4号 平成27年度収支予算(案)について

議案第5号 役員の改選について

議案第6号 会則の改正について

10 そ の 他

11 閉 会

# 平成27年度 町内会等功労者表彰受賞者名簿

【敬称略】

## 1 郡山市自治会連合会長表彰

(1) 町内会等の長として通算7年以上在任し、その功績が顕著である者

上町第二町内会	古	川	勇	一
川向町内会	田	辺	敏	夫
小山田第一町内会	大	越	みはる	
小山田第8町内会	力	丸	耕	一
静第一町内会	國	分	社	喜
山崎第一町会	山	川	侑	男
菜根弥生町会	熊	田	靖	雄
富田町第三区	齋	藤	宣	武
中央朝日町会	関	場	清	
あおぞら自治会	今	泉	澄	夫
虎丸第一町会	大	場	純	男
チサンマンション長者自治会	伊	藤	美喜	子
本二町内会	円	谷	敏	郎
池ノ台親和会	栃	本	幹	夫
北井南町内会	久保	木	哲	夫
サンステージこおりやま自治会	橋	矢田	裕	二
蟻塚区	鈴	木	正	雄
三本松町内会	橋	本	成	光
大窪第一町内会	徳	永	忠	男
一ツ坦住宅町内会	伊	藤	常	治
東苗内町内会	橋	本	建	治
舟津区	菅	野	吉	勝
石筵開拓部落会	橋	本	公	秀

(2) 町内会等連合会組織の長として通算3年以上在任し、その功績が顕著である者

富久山町連合町内会長連絡協議会	齋	藤	治
逢瀬町区長会	七	海	秀男
片平町区長等連絡協議会	古	川	正
大槻東地区町内会連合会	柳	沼	廣美
三中地区町内会連合会	渡	邊	顯

## 2 郡山市長感謝状贈呈

(1) 町内会等の長として通算10年以上在任し、その功績が顕著である者

緑ヶ丘東七丁目町内会	鈴木忠好
開成第一町会	佐藤富士男
開成六丁目町内会	酒井博之
希望ヶ丘中町町内会	工藤幸雄
希望ヶ丘第一町会	吉田和弘
島中央町内会	高萩房之
堀切西自治会	宗像英夫
虎丸第二町内会	赤津力
本町第一町会	菊池孝一郎

(2) 町内会等連合会組織の長として通算4年以上在任し、その功績が顕著である者

久留米町会連合会	國分晴朗
喜久田町区長会	國分幸威
熱海町行政区長会	安田四郎
湖南町区長会	菅野吉勝

平成26年度事業報告について

平成26年度事業報告については、次のとおり報告する。

平成27年7月2日提出

郡山市自治会連合会

会長 鈴木光二

## 事業報告書

年月日	事業名	内容
H26.4.4	春の全国交通安全運動出動式及び街頭活動	出席 10名 春の全国交通安全運動出動式及び街頭活動に参加した。
H26.5.1	郡山市自治会連合会三役と郡山市市民活動サポートセンター職員との懇談会	会長及び副会長2名が出席し、郡山市市民活動サポートセンターとの連携等について、センター職員と懇談した。
H26.5.8	会計監査	平成25年度会計帳簿について会計監査を実施した。
H26.5.29	「郡山市まちづくり活動保険制度」の周知	「郡山市まちづくり活動保険制度」について、各町内会長に文書により周知を行った。
H26.5.30	第1回会長・副会長会及び役員会	出席 17名 【協議事項】 1.平成25年度収支決算報告及び事業報告について 2.平成26年度事業計画(案)及び予算(案)について 3.平成26年度功労者表彰の選考について 4.役員を選出について 5.議事録署名人について 6.総会時の役割分担について 7.その他
H26.7.1	会報「まち 第30号」発行	会報を発行し、市内各世帯に送付した。
H26.7.2	平成26年度定期総会及び町内会等功労者表彰	出席 21名 【議事】 1.平成25年度収支決算報告及び事業報告について 2.監査報告 3.平成26年度事業計画(案)及び予算(案)について 4.平成26年度功労者表彰の選考について 5.役員を選出について 6.会則の改正について 7.その他 【表彰】 町内会長7年以上 13名 連合会長3年以上 5名
H26.8.19	第2回会長・副会長会及び役員会	出席 18名 【協議事項】 1.郡山市自治会連合会旅費規程について 2.制服のサイズ確認について 3.その他

年月日	事業名	内容
H26.9.19	秋の全国交通安全運動出動式及び街頭活動	出席 5名 秋の全国交通安全運動出動式及び街頭活動に参加した。
H26.10.3	町内会長研修会	出席 78名 町内会長の研修として、社会福祉法人郡山市社会福祉事業団が主催の「郡山市豊かな長寿社会いきいきふれあいの集い」に参加した。 ・講師 俳優 笹野 高史 ・テーマ 「人の絆 家族の大切さ」
H26.10.14	第3回会長・副会長会及び役員会	出席 20名 【協議事項】 1.視察研修関係について 2.「こおりやま協働N活交流フェスタ」への参加(バザーの開催)について 3.ウェブサイトの開設について 4.その他
H26.11.8	「こおりやま協働N活交流フェスタ」への参加(バザーの開催)	出席 13名 町内会への加入促進のため「こおりやま協働N活交流フェスタ」でバザーを開催し、来場者に対して町内会への加入を勧めるチラシを配布した。
H26.11.13	先進地視察研修	出席 22名 先進地視察研修として八戸市及び八戸市連合町内会連絡協議会を訪問し、町内会加入促進等について意見交換を行った。
H26.11.19	市内視察研修	出席 18名 市内の開成館、久留米開墾資料館及び陸上自衛隊郡山駐屯地を訪問し、研修を行った。
H26.12.1	年末年始事件事故防止運動合同出動式及び街頭活動	出席 15名 年末年始事件事故防止運動合同出動式及び街頭活動に参加した。
H27.2.5	第4回会長・副会長会及び役員会	出席 22名 【協議事項】 1.ウェブサイトの開設の経過について 2.その他
H27.2.23	東日本大震災復興市民総決起大会	東日本大震災復興市民総決起大会へ参加し、大会決議を採択した。
H27.3.24	平成26年度町内会加入促進講演会の共催	出席 93名 ・講師 NPO法人コミュニティ代表理事 仙台高等専門学校建築デザイン学科 准教授 小地沢 将之 ・テーマ 「魅力ある自治会・町内会をつくろう」
H27.3.30	郡山市自治会連合会ウェブサイトの開設	地域に密着した町内会活動を紹介し、町内会加入促進に繋げるため、郡山市自治会連合会ウェブサイトを開設した。

平成26年度収支決算報告について  
 平成26年度収支決算については、次のとおり報告する。  
 平成27年7月2日提出

郡山市自治会連合会  
 会長 鈴木 光二

## 収支決算書

### ◇収入の部

(単位：円)

費目	予算額	決算額	増減	説明
1 会費	577,000	572,145	△ 4,855	各地区町内会連合会会費
2 補助金	6,154,290	6,154,290	0	市補助金
3 繰越金	770,844	770,844	0	前年度繰越金
4 雑収入	7,866	53,055	45,189	預金利子・記章代・バザー売上
5 負担金	0	323,000	323,000	先進都市視察研修役員及び事務局員負担金
計	7,510,000	7,873,334	363,334	

### ◇支出の部

(単位：円)

費目	予算額	決算額	増減	説明
1 負担金	440,000	430,400	△ 9,600	(1) 福島県自治会連合会負担金 118,600
				(2) 全国自治会連合会会議参加費用負担金 311,800
2 会議費	18,000	9,612	△ 8,388	(1) 総会費 総会資料作成代等 4,428
				(2) 役員会費 役員会資料作成代等 5,184
3 事業費	4,526,290	4,356,718	△ 169,572	(1) 部会費 0
				(2) 研修会費 0
				(3) 表彰費 町内会長7年 13名 119,236 連合会長3年 5名
				(4) 加入促進費 ウェブサイト開設及び保持費用等 634,766
				(5) 視察研修費 視察研修旅行バス代等 806,148
				(6) 会報発行費 会報作成及び配送代 612,278
				(7) 地区補助金 13地区に交付 世帯数×10円+10万円 2,184,290
4 旅費	150,000	91,020	△ 58,980	役員会開催時の旅費
5 慶弔費	50,000	0	△ 50,000	
6 事務局費	2,300,000	2,244,160	△ 55,840	(1) 事務費 文具用品及び切手代等 186,103
				(2) 共済費 雇用職員健康保険料等 286,417
				(3) 人件費 雇用職員給料等 1,771,640
7 諸費	25,710	0	△ 25,710	
計	7,510,000	7,131,910	△ 378,090	

※△は、予算に対する減を示す。

1 収入総額	7,873,334円
2 支出総額	7,131,910円
3 差引残高	741,424円 (次年度へ繰越)



# 会計監査報告書

郡山市自治会連合会会則第8条第5号に基づき、監査を実施したのでその結果を下記のとおり報告します。

平成27年7月2日提出

郡山市自治会連合会

監事 齋藤徳彌 ⑩

監事 菅野吉勝 ⑩

監事 影山洋二 ⑩

## 記

### 1. 監査対象

平成26年度郡山市自治会連合会会務及び会計に関する関係帳簿等

### 2. 監査対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

### 3. 監査年月日

平成27年5月7日

### 4. 監査の結果

平成26年度の会務の執行状況及び会計について監査を実施した結果、いずれも適正であることを認めた。

平成27年度事業計画(案)について  
平成27年度事業計画(案)については、次のとおりとする。  
平成27年7月2日提出

郡山市自治会連合会  
会長 鈴木 光二

## 平成27年度事業計画(案)

本会は、住民の融和と連帯を基調とする町内会（自治会、区等を含む。）地域連合組織相互の緊密な連絡調整を図るとともに、市政との円滑な協力関係を推進し、心豊かで住みよい郡山市づくりに寄与するため、以下の事業を始めとした必要な事業を推進する。

### 1 役員会及び定期総会の開催

役員会及び定期総会を開催し、必要事項の審議を行うとともに、会員同士の意見交換の機会を設け、理解と親睦を深める。

### 2 セーフコミュニティの推進

地域活動団体、関係機関及び行政等の協働により、「安心して生活できる安全なまちづくり」に取り組む。

### 3 研修会の開催

市内視察研修及び先進地視察研修を実施するとともに、町内会に関係する講演会等に参加し、会員の資質向上を図り組織の活性化に繋げる。

### 4 町内会加入促進活動の実施

加入促進チラシ、会報の配布及び郡山市自治会連合会ウェブサイトにより町内会の重要性を周知するとともに、各種広告宣伝活動を実施し、加入促進を図る。

### 5 郡山市自治会連合会ウェブサイトの充実

郡山市自治会連合会ウェブサイトにおいて、あらゆる地域の模範的な町内会活動を紹介し、町内会への理解が深まるよう内容の充実を図る。

### 6 各種関係団体との連携強化

行政をはじめNPOや各種関係団体による事業（例 献血、全国交通安全運動及び東日本大震災復興市民総決起大会等）に参画し、連携強化を図りながら、住みよいまちづくりを推進する。

## 【主な事業の日程】

日 程	事業内容
(年数回開催)	<ul style="list-style-type: none"><li>・セーフコミュニティ分野別対策委員会への参加</li><li>・セーフコミュニティ推進協議会への参加</li><li>・(仮称)郡山地域包括ケア推進連絡会議への参加</li></ul>
平成 27 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第 1 回役員会</li></ul>
平成 27 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期総会</li></ul>
平成 27 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第 2 回役員会</li></ul>
平成 27 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内視察研修</li><li>・先進地視察研修</li></ul>
平成 27 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第 3 回役員会</li><li>・町内会長等研修会 (「生き生きふれあいの集い」への参加)</li></ul>
平成 28 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・第 4 回役員会</li><li>・会報「まち(第 31 号)」発行</li></ul>

平成27年度収支予算(案)について  
 平成27年度収支予算(案)については次のとおりとする。  
 平成27年7月2日提出

郡山市自治会連合会  
 会長 鈴木 光二

## ○収入の部

(単位:円)

費目	27年度予算	26年度予算	増減	説明
1 会費	568,000	577,000	△ 9,000	各地区町内会連合会会費 1地区当たり「均等割10,000円+世帯数×5円」 130,000円+87,670世帯×5円=568,000円
2 補助金	6,168,000	6,154,290	13,710	市補助金
3 繰越金	741,424	770,844	△ 29,420	前年度繰越金
4 雑収入	2,576	7,866	△ 5,290	記章代、預金利子等
計	7,480,000	7,510,000	△ 30,000	

## ○支出の部

(単位:円)

費目	27年度予算	26年度予算	増減	説明
1 負担金	440,000	440,000	0	(1) 福島県自治会連合会負担金 120,000
				(2) 全国自治会連合会会議費参加費用負担金 320,000
2 会議費	18,000	18,000	0	(1) 総会費 総会資料作成代等 6,000
				(2) 役員会費 役員会資料作成代等 12,000
3 事業費	4,286,700	4,526,290	△ 239,590	(1) 部会費 資料作成代等 10,000
				(2) 研修会費 資料作成代等 10,000
				(3) 表彰費 町内会長7年感謝状 連合会長3年感謝状 150,000
				(4) 加入促進費 ・ウェブサイト管理費用 400,000 ・加入促進啓発に係る広告宣伝費用 【加入促進チラシ、ポスター、新聞広告、 車両用マグネットシール等】 400,000
				(5) 視察研修費 視察研修バス借上代 540,000
				(6) 会報発行費 会報「まち」全世帯配布 600,000
				(7) 地区補助金 13地区に交付 世帯数×10円+10万円 2,176,700
4 旅費	150,000	150,000	0	
5 慶弔費	30,000	50,000	△ 20,000	
6 事務局費	2,510,000	2,300,000	210,000	(1) 事務費 文具用品及び切手代等 250,000
				(2) 共済費 雇用職員健康保険料等 350,000
				(3) 人件費 郡山市給料表改正に伴う雇用職員給料の増額 1,910,000
7 諸費	45,300	25,710	19,590	
計	7,480,000	7,510,000	△ 30,000	

△は前年度予算に対する減を示す。

※費目間の流用は認める。

## 役員改選について

平成27年7月2日提出

郡山市自治会連合会  
会長 鈴木 光二

役職名		平成26年度役員氏名	平成27年度役員氏名
中央ブロック	郡山中央町内会連合会	会長	鈴木 光二
		監事	影山 洋二
		副会長	宗像 金三
		理事	村上 壽美夫
		理事	坂本 大
		会計理事	佐藤 幸男
		理事	柳 沼 悞
		理事	久保田 義雄
		理事	西村 幸治
		理事	酒井 博之
		理事	國分 晴朗
		理事	武藤 和四郎
東ブロック	田村町自治会	理事	猪俣 昭彦
	西田町区長会	副会長	松崎 昭
	中田町内会連絡協議会	理事	大和田 幸雄
北ブロック	喜久田町区長会	理事	国分 幸威
	日和田町町内会長協議会	監事	齋藤 徳彌
	富久山町連合町内会長連絡協議会	理事	齋藤 治
	熱海町行政区長会	理事	安田 四郎
西ブロック	逢瀬町区長会	理事	七海 秀男
	片平町区長等連絡協議会	理事	古川 正
	湖南町区長会	監事	菅野 吉勝
南ブロック	安積町自治会長会	理事	榮 壽
	三穂田町区長会	理事	渡邊 日出夫

## 郡山市自治会連合会旅費規程

## (目 的)

第1条 この規程は、郡山市自治会連合会の役務のために旅行する会員及び事務局職員の旅費支給に関して定めるものとする。

## (支給の対象)

第2条 この規程により支給する旅費は、次の各項に掲げる旅行に係るものとする。

- (1) 役員会への出席旅費
- (2) その他、会長が必要と認めた会議等出席旅費

## (旅 費)

第3条 会員に支給する旅費は次のとおりとする。

- (1) 市の区域内の旅行の費用については、居所から用務地までの距離に応じて下表のとおり定額で支給する。

区 分	支給額（1回につき）
用務地から半径5km以内の居所を基点とする旅行	600円
用務地から半径5kmを超え15km以内の居所を基点とする旅行	1,500円
用務地から半径15kmを超える居所を基点とする旅行	3,000円

- (2) 市の区域外の旅行費用については、郡山市職員等の旅費取扱規程に準ずるものとする。

2 事務局職員に支給する旅行費用については、郡山市職員等の旅費取扱規程に準ずるものとする。

## (補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、旅費に関し必要な事項は別に会長が定める。

## 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成20年6月26日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成27年7月2日から施行する。

# 郡山市自治会連合会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、郡山市自治会連合会（以下「本会」という。）と称し、事務所を郡山市役所市民・NPO活動推進課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民の融和と連帯を基調とする町内会（自治会、区等を含む。）地域連合組織相互の緊密な連絡調整を図るとともに、市政との円滑な協力関係を推進し、心豊かで住みよい郡山市づくりに寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、郡山市内の町内会連合組織をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各地域連合組織の助成と連絡調整に関すること。
- (2) 組織運営など町内会等に共通する問題についての調査研究と情報交換に関すること。
- (3) 町内会等の活動運営の円滑化を図るために必要な助言に関すること。
- (4) 関係行政機関その他の団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事（会計理事を含む。）
- (4) 監事

(役員を選出等)

第6条 役員を選出等は次のとおりとする。

- (1) 会長1名、副会長2名、会計理事1名及び監事3名は、理事の互選により選出する。
  - (2) 理事は、次の基準により選任する。
    - ア 郡山中央町内会連合会から選任された者 12名以内
    - イ 行政センター所管区域の各地域連合組織の代表者（大槻・富田行政センターを除く。）12名以内
- 2 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員の役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序で、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会の円滑な運営を図り、会務を執行する。
- (4) 会計理事は、会の円滑な運営と会務の執行にあたるほか、収支管理を担当する。
- (5) 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、別に定める。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び臨時総会並びに役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催し、臨時総会並びに役員会は、会長が特に必要があると認めたとき、会長が招集する。
- 3 会議の議長は、会長があたる。
- 4 会議は、過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て決し、可否同数のときは議長が決定する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、地域連合組織を単位とし、毎年所定の額を徴収する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、役員会で定めることができる。

附則

この会則は、昭和60年3月31日から施行する。

附則

この会則は、平成3年7月19日から施行する。

附則

この会則は、平成4年7月14日から施行する。

附則

この会則は、平成7年6月8日から施行する。

附則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。



附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年6月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年7月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年7月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年7月5日から施行する。

# 郡山市自治会連合会専門部会規程

第1条 郡山市自治会連合会（以下「本会」という。）に会則第4条の規定する各事業の円滑推進を図るため、専門部会（以下「部会」という。）を設ける。

第2条 部会は、総務部会及び組織部会の2部会とする。

2 前項の専門部会の事務は、次のとおりとする。

## 総務部会

- (1) 本会の運営、財政、企画に関すること。
- (2) 本会の総会に関すること。
- (3) 他の部との調整に関すること。
- (4) 他の部会に属さない事務に関すること。

## 組織部会

- (1) 各地域連合組織に関すること。
- (2) 単位町内会に関すること。

第3条 各部会の構成員は、連合会会員をもってあて、会員は、各々1個の部会に属するものとする。ただし、会長はどの部会にも属さない。

2 部会への所属期間は2年とし、年度始めに役員会で決める。ただし、再任を妨げない。

3 部会には部会長及び副部会長1名をおき、部会員が互選する。

4 部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。

5 部会長は、部会を招集するときは、あらかじめ本会長に通知するとともに、部会の経過及び結果を役員会に報告しなければならない。

第4条 各部会は、関係機関、団体との連携を密にして本会の目的達成に努めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成22年年7月8日から施行する。

# 郡山市自治会連合会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、市民の福祉向上と連帯の高揚のため、地域の住民自治活動を積極的に推進し、その業績が顕著である個人及び地域自治組織（以下「町内会等」という。）に対し、その功績をたたえて表彰することを目的とする。

(対 象)

第2条 次の各号のいずれかに該当するもの（過去に市の表彰を受けたものを除く。）について、会長がこれを表彰する。

- (1) 同一町内会等において、会長の職に通算7年以上従事し、その功績が顕著であると認められる者
- (2) 地区又は方部の町内会等連合会の会長の職に通算3年以上従事し、その功績が顕著であると認められる者
- (3) 本会の運営並びに活動に貢献し、その功績が特に顕著であると会長が認めた者
- (4) 町内会等で、その運営並びに活動等が特に顕著で、他の模範になると会長が認めた団体

第3条 前条による被表彰資格の発生基準は、次のとおりとする。

- (1) 本会に加入している地区連合会並びにこれに所属している町内会等及び個人
- (2) 毎年3月31日現在を基準日とする。

(推 薦)

第4条 第2条第1項及び第2項に該当する個人については、当該地区連合会長が推薦書（個人用様式1）により、会長に推薦しなければならない。

2 第2条第3項及び第4項に該当する個人又は団体については、会長が推薦書（個人用様式1、団体用様式2）により推薦するものとする。

(選 考)

第5条 前条の規定による推薦があったときは、本会役員会において選考し、決定するものとする。

(表 彰)

第6条 表彰は、原則として年1回会長が定める日に、本会会長が表彰状に記念品を添えて行うものとする。

附 則

この規程は、昭和60年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月12日から施行する。

# 郡山市自治会連合会 会員の慶弔に関する要領

## (目 的)

第1条 この要領は、郡山市自治会連合会の会員の慶弔に関する基準を定め、もって  
会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## (基 準)

第2条 贈呈の基準は次のとおりとする。

(1) 会員が死亡したとき。

献花一基及び慶弔金10,000円を贈る。

(2) 会員が火災その他の災害にあったとき。

正副会長の協議により見舞金を贈る。

## (返 礼)

第3条 この要領による贈呈に対しては返礼はうけないものとする。

## (委 任)

第4条 この要領によりがたいものについては、必要により正副会長が協議の上決定  
し、総会に報告するものとする。

## 附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成7年6月8日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成20年6月26日から施行する。